

出かける

◆「障害福祉サービス」にはガイドヘルパーが外出を支援するサービスがあります。詳しくは(P17「外出を支援するサービス」)をご覧ください。

車いすの貸出 (身) (知) (精) (難)

問合せ窓口 みのおライフプラザ 障害福祉室
電話:727-9506 ファクス:727-3539

短期間の外出やけがなどのために、一時的に家庭で車いすが必要となったかたに、**2週間を上限として**車いすを貸し出しています。予約は1週間前から受け付けしています。ご利用にあたっては車いすの空き状況を事前にお問い合わせください。

対象者	次の①②の要件を全て満たすかた ①利用者もしくは申請者が箕面市民であること。 ②以下のいずれかに該当すること。 ・介護認定申請中のため、介護保険で車いすのレンタルができないかた ・介護認定の結果、介護保険では車いすのレンタルが利用できないが、一時的に車いすが必要なかた。 ・けがなどで一時的に車いすが必要なかた ※車いすの返却後、続けての貸し出しはできません。 ※既にご自宅に車いすがあるかたへの貸し出しはできません。
貸出期間	最長2週間(多くのかたにご利用いただくため、車いすが必要な日数のみご利用ください。)
費用	無料

駐車禁止除外指定車標章の発行 (身) (知) (精)

問合せ窓口 箕面警察署 交通課
電話:724-1234(代表) ファクス:721-0689

歩行困難な障害者のために使用する車両に対して、「駐車禁止除外指定車標章」が発行されます。

●対象者

視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能)	1級から4級までの各級
聴覚障害	2級及び3級	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸機能障害	1級及び3級
平衡機能障害	3級	肝臓機能障害	1級から3級までの各級
上肢機能障害	1級、2級の1及び2級の2	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級
下肢機能障害	1級から4級までの各級	知的障害者	重度(A)
体幹機能障害	1級から3級までの各級	精神障害者	1級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢機能)	1級及び2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	色素性乾皮症患者・戦傷病者	等級指定なし

※上記対象者は一応の目安です。くわしくは箕面警察署交通課にお問い合わせください。

※ファクスでのご申請はできません。

オレンジゆずるタクシー 身 知 精

問合せ窓口 シルバー人材センター
電話:723-8077 ファクス:721-5315

身体障害者や、要介護者など電車やバス、一般タクシーを利用しづらいかたにご利用いただける福祉有償運送で、車いすのままでも乗り降りしやすいスロープ付きの福祉車両です。ご予約いただければ、病院はもちろん、お買い物などのお出かけにもご利用いただけます。

※利用にあたっては、オレンジゆずるタクシー配車センターに事前登録が必要です。

車いすのままでも乗り降りしやすい
スロープ付きの福祉車両です。



利用できるかた



法令により、事前登録が必要です。

- 要支援認定を受けているかた
- 要介護認定を受けているかた
- 障害者手帳をお持ちのかた
- 車いすを利用されているかた

※乗降等身体介助はできません。

※付き添いのかたも同乗できます。

※乗り合いはできません（知的障害、精神障害のあるかたを除く）。

利用方法

- 1 オレンジゆずるタクシー配車センターへ電話等にて連絡し、会員登録手続きをしてください。（申請から登録まで1、2週間程度かかります。）

電話



ファクス



電子メール



- 2 オレンジゆずるタクシー配車センターに電話またはファクス、電子メールでご予約ください。

※利用日の2ヶ月前から予約が可能です。

※電話でのご予約が難しいかたは、ファクスまたは電子メールでご連絡ください。専用紙をお送りします。

- 3 ご予約時間にお迎えにあがり、ご希望の場所へお送りします。

- 4 料金は降車時にお支払いください。

営業時間 年中無休

午前7時～午後6時

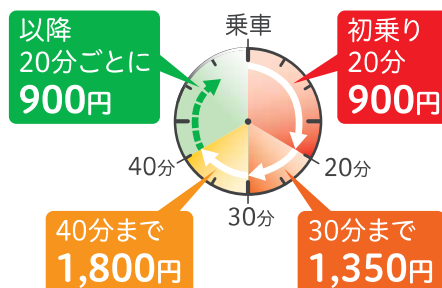
予約受付：午前9時～午後5時
土・日曜日、祝日も利用OK！

利用料金

距離に関わらず、
原則として乗車したときから
目的地までの時間料金制です。

※有料道路の通行料は、利用されるかたの負担になります。

※利用当日キャンセルには、キャンセル料(900円)がかかります。



予約方法

オレンジゆずるタクシー配車センター

- 電話：720-5565
- ファクス：720-5855
- メール：yoyaku@yuzurutaxi.jp

※ファクス、電子メールでお申し込みいただいた場合は、予約確定通知を送付しますので、通知が届いた時点で予約確定となります。

なお、受付時間外にお申し込みいただいた場合、予約確定通知は翌日の受付時間内にお送りします。

メールはこちらから簡単予約！➡



オレンジゆずるバス 身 知 精 難

問合せ窓口 市役所本館2階 交通政策室
 電話:724-6746 ファクス:722-7655

手帳

障害者は障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(障害者手帳アプリ「ミライロID」含む))を、国が定める難病患者等は健康福祉部発行の運賃割引証を、降車時に運転士にお見せいただくと、割引運賃になります。また、介護が必要と認められる場合は、介護者のかたも割引運賃になります。(ともに現金のみ。ICカードは割引対象外となります)

全車が車いす対応のノンステップバスです。車いすに乗ったままでの乗車は、車いす1台までとなっていますのでご了承ください。

また、オレンジゆずるバスから阪急バスの箕面森町線、北大阪ネオポリス線、彩都線へ乗り継ぎ、対象バス停で降車する場合、当日に限りオレンジゆずるバスの1日乗車券を投函することにより、乗り継いだ後の阪急バスの運賃が割引されます。詳しくは箕面市ホームページをご確認ください。



なお、時刻表等については、市役所、各支所、市立病院等の公共施設または、オレンジゆずるバス車内に設置しているほか、インターネットでもご覧いただけます。

運賃	【乗車1回ごと均一運賃】 大人(中学生以上) 250円 (障害者、難病患者等、70歳以上の高齢者は 100円) 小児(小学生以下) 100円 (障害児・難病患者等は 50円)
	【1日乗車券】 大人(中学生以上) 500円 (障害者、難病患者等、70歳以上の高齢者は 200円) 小児(小学生以下) 200円 (障害児・難病患者等は 100円) ※小学校入学前の幼児は、小学生以上の同伴者1人に付き2人まで無料、1歳未満は無料 ※70歳以上の高齢者は、市・協議会で発行する高齢者運賃割引証を運転士に提示してください。
利用方法	降車時に身体障害者手帳などを運転士にお見せいただき、運賃を現金で支払ってください。またICカード(PiTaPa/ICOCA/hanicaなど)では運賃割引がありませんのでご使用にならないでください。

●難病患者等のオレンジゆずるバス運賃割引証(問合せ窓口:みのおライフプラザ 障害福祉室)

国が定める難病患者等を対象に、バスの運賃が割引になる運賃割引証を、みのおライフプラザ総合窓口で発行いたします。対象疾病に罹病していることがわかる証明書(診断書や特定医療費(指定難病)受給者証等)、身分証明書(運転免許証やマイナンバーカード等)を持って申請してください。代理のかたが申請する場合は、代理人の身分証明書(運転免許証やマイナンバーカード等)も必要です。すでに障害者手帳や高齢者運賃割引証をお持ちのかたは、新たに申請の必要はありません。

ヘルプマークの配布について

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用しているかた、内部障害や難病のかた、妊娠初期のかたなど援助や配慮を必要としているかたがたが、周囲のかたに配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくすることを目的とし、作成されているマークです。

お住まいの市町村で配布しておりますので、必要なかたは配布窓口までお越しください。

配布窓口	箕面市役所本館1階窓口課、介護・医療・年金室 箕面市役所別館2階子ども総合窓口 みのおライフプラザ総合窓口 豊川支所 止々呂美支所 箕面市立病院
費用	無料
問合せ窓口	みのおライフプラザ 障害福祉室 電話:727-9506 ファクス:727-3539



左:ヘルプマーク

大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度 身 知 精 難

問合せ窓口 大阪府福祉部障がい福祉室 障がい福祉企画課
 電話:06-6944-2362 ファクス:06-6942-7215

障害者や高齢者など移動に配慮を要するかがたが安心して外出できるよう、公共施設や商業施設などにおける車いす使用者用の駐車区画等を利用するための利用証を、大阪府が交付する制度です。

対象者	車いす使用者用駐車区画	車いすを利用するかた (身体障害のあるかた(肢体不自由等)、要介護高齢者、けが人など)
	ゆずりあい駐車区画	移動に配慮が必要なかた (知的障害・精神障害のあるかた、難病患者、妊産婦など)
手続き	申請書に必要事項を記入し、必要書類の写し、返信用切手(180円)を同封のうえ、下記申請窓口へ郵送してください。 ※申請書は下記申請窓口およびみのおライフプラザで配布しているほか、大阪府ホームページからもダウンロードできます。 申請書ダウンロード先(「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」ホームページ) https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/riyousyouseido/index.html	
申請窓口	大阪府 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課 権利擁護グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 電話:06-6944-2362 ファクス:06-6942-7215	

※交付対象者および有効期間等、くわしくは上記申請窓口にお問い合わせください。

自動車改造費用の助成 身

問合せ窓口 みのおライフプラザ 障害福祉室
 電話:727-9506 ファクス:727-3539

身体障害者手帳を所持しているかがたが運転する自動車を改造する必要がある場合、下記①②それぞれ10万円を限度として改造費用を助成します。

- ①走行装置および駆動装置(アクセル・ブレーキの移設、手動式運転装置)
- ②運転席への乗降補助装置等(ステップ、手すり、サポートシート、車いす収納装置等)

※車いすのまま助手席や後部座席に乘せる福祉車両は助成対象外です。

※前回の助成金交付決定日から8年間は当該助成を受けられません。

対象者	身体障害者手帳を所持しているかたで、本人及び世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円未満のかた。
手続き	身体障害者手帳、運転免許証、改造の見積書、本人名義の銀行の口座番号がわかるもの、申請者(対象者)の「 <u>マイナンバーカード</u> 」または「 <u>マイナンバーが確認できるもの</u> + <u>本人確認書類</u> 」が必要です。 ※①の改造費用助成申請には運転免許証に記載の限定条件の確認が必要です。 記載がない場合は、門真運転免許試験場で「条件が付されていることを証する証明書」の取得が必要です。

※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類、代理権が確認できるもの(委任状など)が必要です。

